

広島地方裁判所委員会（第16回）議事概要

第1 開催日時

平成21年2月18日（水）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 奥田哲也，木村豊，小西秀宣，佐藤洋志，島筒志郎，中村治，西田志都枝，畑矢健治，山田哲敬，和田敏夫（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 山本事務局長，岩崎総務課長，草野総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。議事内容については，別紙のとおり）

1 前回の模擬評議の結果について

- (1) 前回の模擬評議の結果の紹介
- (2) 意見交換

2 裁判官意見交換会での議論の紹介と意見交換

- (1) 評議の在り方について
- (2) 辞退事由の判断の在り方について

3 各種報告について

- (1) コールセンターへの問合せ内容等について
- (2) 出前講座等について

4 次回のテーマについて

検察審査会制度について

5 次回期日

平成21年7月8日（水）午後3時00分

(別紙)

【前回の模擬評議について】

私は、殺意の有無については、人の心の中のことですから、一般市民には理解しにくい部分だと思います。また、誤想防衛のような難しい用語などは、事前に用語説明等の準備がいたると思ひました。

殺意については、模擬裁判等での経験を踏まえ、どのように説明するのが議論になっているところではあります。

内心の問題は、捜査をする場合にもたいへん難しい問題であり、故意があったことを客観的な証拠に基づいて主張するようにしています。

一般の方は、裁判所に入るだけでも緊張しているので、説明にボードを利用したりする工夫も必要だと改めて思ひました。まず肩の力を抜いてあげないと、入り込めないのではないかと思ひます。

客観状況を作り上げていくところに時間を割かないと難しいと思ひます。そのためには、文字だけではなく、図も利用する必要があると思ひます。

検察のシナリオとは異なった、例えば誤想防衛等の話が出たときには、何を判断すればよいのかわからなくなります。

検察が立証しようとするシナリオとは別の弁護人が主張するアナザーストーリーが出たときには、どちらが正しいのかということ判断するのではなく、検察の主張がぐらついたかどうかを判断していただくこととなります。比喩的に、黒か白かを決めるのではなく、黒か黒でないかを決めると言われています。

評議では、検察官の主張を認めるに十分かどうかという点を悩まされていたように思ひました。

それ以外には、どうですか。

裁判所が議論の筋道をつけることは必要だと思います。法律適用についてはもちろんですが、評議の冒頭においても、裁判官のリードは必要だと思います。

黒と限りなく黒に近いグレーとの境界線が、専門家である裁判官とわれわれ素

人ではずいぶん違うのではないかと思います。

黒に見えるのか、黒色が薄いと見えるかについては、裁判員個人の感性で判断していただくもので、それは裁判員制度導入の目的でもあると思います。

障害者の方については、裁判員に選ばれることから除かれるのですか。

障害をお持ちの方であっても、判断する能力があれば務めていただけますし、例えば視覚障害、聴覚障害をお持ちの方で、実際に傷跡を見ていただかないと判断できない、また、実際に音を聞いてもらわないと判断できないということでない限り、裁判員になっていただくことができます。

知的な障害をお持ちの方はどうなのでしょう。

義務教育まで受けておられるのであれば、裁判員になっていただくことはできると思います。

【裁判官意見交換会での議論と意見交換】

1月28日に行った裁判官意見交換会の結果をご報告します。まず、裁判員の方に自由に意見を言ってもらうにはどうすればよいかという点について、評議の進行役は右陪席裁判官が担当したらよいか、裁判長が評議で急に司会進行をしないのは変ではないかとか、特段決めなくとも良いのではないかな等の意見が出ました。また、裁判官の意見の述べ方については、従前は、裁判官は意見を差し控えるといった傾向もありましたが、最近では、裁判官も最初の段階から積極的に意見を述べていくという意見が多数の裁判官から出されました。それから、事実認定の評議について、難解な法律概念をどのようにして裁判員に理解していただくかという点については、裁判官も悩んでいるところです。また、責任能力という概念を裁判員の方に説明しようとしてもなかなか理解してもらえないのではないかなという議論もありました。責任能力がなければ無罪という判断をしなくてはならないのですが、一般の方の感覚として、人を殺しておいて無罪とすることはどうかという感覚があるという話が出ました。また、量刑の評議の際に、何も資料がなければ意見が言えないということがありましたので、早い段階から量刑の

資料を示すということが検討されていますが、その時期については、若干の意見の相違がありました。また、中間評議については、事件の審理が終わって審理を始めても審理内容を忘れていることもあり得るから、審理の途中で評議を入れることが有効という意見がありました。

昨年1年間の内の10ヶ月程度、出前講座のときに、出前講座当日から6週間先に裁判員裁判が開かれるという仮定でアンケートを実施したところ、約2000通の回答が集まりました。そのうち2、3割について、辞退事由、参加障害事由の記載がありましたので、重複事例などを除いた170事例について、当庁の刑事部裁判官が検討しました。

辞退事由の判断の在り方について、いくつかピックアップしてご紹介し、このような考え方でよいのかどうかということをお諮りしたいと考えています。

まず、辞退事由に当たるかどうかの基本的なスタンスをどう考えるかについては、裁判員制度は国民の広く意見を反映させる制度であるから、広く辞退を認めてしまうのはどうかという議論がある一方で、あまり厳しくしてしまうと負担を掛けてしまうことになるから、柔軟に対処して臨んではいかかという見解があります。また、判断の時期については、できる限り早く、辞退が認められる方については認める方がよいのではないかということについては、異論がありません。ただ、一方で、公平の観点と国民の負担感をどのように考えるかについては、裁判官の中でも若干意見が分かれたということもありました。

裁判員としての人数が揃えばよいのでしょうかから、広く辞退を認めてもよいのではないかと思います。

例として、個人の理容業の方については、3日間も店を閉めるとお客さんが他の店へ行ってしまう、収入もなくなるということを理由に辞退を認めるという裁判官もいましたし、一方で、理容業を含む個人商店の場合には、多かれ少なかれ事情は皆同じであり、具体的な事情を聞くことになるでしょうが、個人商店、即辞退を認めることにはならないのではないかとといった議論もありました。

次に、介護を負担されている方については、家を空けるのはたいへんだから辞退を認めてもよいのではないかという意見もあり、また、もっと事情を尋ねてはという意見もありました。また、子どもの養育を理由とする場合には、通常は子どもの養育ができているのに裁判員裁判になったら子どもの面倒がみれないというのは、どういう事情だろうかという意見がある一方で、辞退を認めてもよいのではないかという意見もありました。そして、裁判員裁判の期日に旅行を予定しているときに辞退を認めるかという点については、海外と国内との違い、家族旅行と社員旅行との違い、キャンセル料発生の有無及びその額で考えてはどうかといった意見がありました。

以上のことに関し、何かご意見はありますか。

6週間前に通知が来るのであれば、大丈夫ではないかとは思いますが、旅行を予約しているときには、裁判員としての参加は難しいと思います。また、介護や養育を理由とする場合には、広く辞退を認めていただきたいと思います。

また、裁判員を務めることにはかなり強いプレッシャーがかかりますから、脳梗塞等を起こす方がいるのではと心配になります。

急病人が出たときにどう手当をするかということは考えておかななくてはならないと思っています。

【報告事項及び次回のテーマ】

最後に、参考資料として、最高裁が設けたコールセンターに裁判員候補者の方からの問合せに関する数字とFAQ等と出前講座実施一覧表を配布しています。

それから、次回のテーマについて何かご意見はありますか。次回は、検察審査会をご紹介したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

公判前整理手続のことも取り上げていただきたい。

それでは、次回の内容については、検察審査会と公判前整理手続を予定したいと思えます。

【次回期日】

平成21年7月8日(水)午後3時00分

以上